

●香川県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年1月31日から同年2月21日まで一般の縦覧に供する。

平成24年1月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 大野原川之江線（9号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市大野原町田野々字美田 乙20番地先から 観音寺市大野原町田野々字美田 130番1地先まで	12.1~82.3	156	平成11年香川県告示第92号及び 平成15年香川県告示第519号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成24年1月31日